

# 福島第一原発事故による放射能汚染が乳幼児の保育に与えた影響

－茨城県の保育所を中心として－

徳田克己(筑波大学) 西館有沙(富山大学) 安心院朗子(目白大学) 西村実穂(東洋大学)

## <要旨>

東日本大震災により生じた原発事故により、保育所の保育には多大な影響が生じた。放射能汚染の影響が予測できない状況下において保育を行っていくためには、被曝の可能性と発達を支援するための環境のバランスを考慮したうえで保育方針を明確化する必要がある。本研究では放射能汚染の保育への影響および子どもやその家族に生じた変化について把握、整理することを目的として、保育への影響、保育所における子どもの転出入、保育所においてみられた子どもの変化などについて明らかにするための調査を行なった。

調査を行なった茨城県の保育所においては保育活動の中止や内容の変更、除染作業の実施などにより保育に制限が生じ、放射能の影響によって保育所の保育が大きく歪められていることが確かめられた。また、園児の休園や転出が約4割の園に見られ、子どもや保護者の生活に大きな変化が生じていた。さらに、転入してきた子どもやその保護者には、避難先においてもなお放射能汚染の不安を強く感じているようすが見られた。震災から1年以上が経った調査時点においても子どもには心理的な問題が見られており、その原因として子ども自身の被災体験に加えて、保護者の震災に対する不安が影響していることがうかがえた。

## <キーワード>

東日本大震災、原発事故、放射能、保育、保育所、乳幼児

### 【はじめに】

平成23年3月11日の東日本大震災により原子力発電所(以下、原発とする)における事故が起り、放射能漏れが生じた。原発事故により被災地やその周辺地域の人々の生活は大きく変化した。乳幼児を預かる保育所も例外ではなく、外遊びができなくなるなど、保育内容の変更が生じた。

被災地では、地震や津波による直接的な被害が生じ、保育そのものを実施することが難しい状況となった保育所が多かった(全国保育協議会, 2013)。一方、原発事故のあった福島県に隣接する茨城県においては、多数の死傷者や建物の損壊が生じたが、被災三県に比べると被害が少なく、また、ライフラインの復旧も早かつたため、震災後早期から保育を再開した園が多くいた。しかし、震災後には原発事故や放射能汚染に関連したさまざまな問題が保育に影響を及ぼした。私たちが継続的に地域で実践して

いる保育所における巡回相談や保育者支援活動の窓口においては、放射能汚染に関連した茨城県内の保育者の悩みが多く聞かれた。具体的には、被曝が懸念されるため、散歩や外遊び、戸外で実施する運動会や遠足などの行事を中止した、水道水の汚染の不安があるためプール遊びができなくなった、安全が確認された食品での給食提供が求められるといったことである。また、被曝により子どもにがんなどの健康障害が生じることを懸念して疎開した親子がいたことや、保護者が被曝に過敏になっており、保育所に多くの要求をするといったことも聞かれた。

さらに茨城県では、放射線量が高いホットスポットと呼ばれる地域が複数出現した。また、水道水から高濃度の放射性物質が検出された地域もあり、放射能汚染の影響を強く受けている地域であるといえる。以上より、茨城県内の保育所では放射能汚染によって保育に制

限が生じたり、保育内容を大きく変更せざるをえない状態であったと考えられる。

子どもが大規模災害に直面したとき、直接「怖い」と体感したことについては長期的に影響が生じるといわれている(中村, 2003)。しかし、今回の放射能汚染は直接の被災体験とは異なる、「目に見えない被災」(蓑下, 2012)である。そのため、直接ゆれを体験したり、津波の被害にあった等、震災の直接の被害を受けた子どもとは異なる反応が生じる可能性があることが考えられる。

放射能の影響が予測できない状況において保育を行うためには、被曝の可能性と発達を支援するための環境のバランスを考慮したうえで保育の方針を明確にしていくことが必要である。そこで、本研究では保育所においてこれまでに生じた問題の把握と整理を行い、今後、保育所において子どもの心理的な問題を最小限に食い止めるためにはどのように保育を行なっていくべきかを明らかにすることを目的とする。

## 【研究 1 原発事故による保育所の保育への影響に関する研究】

### (1) 目的

福島第一原子力発電所事故による茨城県内の保育所の保育への影響を明らかにすることを目的とする。

### (2) 方法

#### ① 調査対象者

茨城県内の民間保育所 216 園の主任保育士(1園につき 1名)であった。

#### ② 調査手続き

茨城県内の主任保育士を対象とした研修会において無記名式の質問紙を配布し、その場で回答してもらい、回収した。

#### ③ 調査内容

保育所の属性(4項目)、保育所における線量測定(3項目)、除染作業(3項目)、保育所で実施した放射能対策(3項目)、保育所の行事お

よび給食(16項目)、保育所においてみられた子どもの変化(1項目)、保護者からの園への要望(2項目)、保育者の子どもへの対応(2項目)、園児の休園や退園(3項目)であった。

### (3) 結果

#### ① 保育所の属性

回答が得られた保育所は、在園児数平均 103(±46)名、乳児保育をしている園が 97%(209 園)であった。

#### ② 保育所における線量測定

調査対象となったすべての園において線量測定が実施されていた。また、1週間に1度といったように、測定日を決めて定期的に線量測定を行なっている園が 99%とほとんどを占めていた。線量測定の実施者は行政職員が(回答のあった 106 園のうち)75%と多かったが、保育者が線量測定を行なっている園も 46%と約半数にのぼった。

#### ③ 保育所における除染作業

除染作業は 45%の園において実施されていた。除染作業の内容は、除染を行なっていた 96 園のうち、除草が最も多く 46%、園庭の土の入替、砂場の砂の入替(各 40%)、園庭の表土を削る(24%)であった。除染作業の実施者を複数回答式で尋ねたところ、保育者が最も多く 77%、行政職員が 22%、園児の保護者が 21%、除染業者が 17%であった。

#### ④ 保育所での活動における放射能汚染対策

全体の 78%の園が遊びにおける放射能対策を行なっており、うがいや手洗いの徹底、帽子着用、外遊びの中止・時間短縮、砂遊びの禁止、散歩の中止などがあった(表 1-1)。

#### ⑤ 保育所の行事

多くの保育所において実施されるプール活動、遠足、運動会について、その実施状況と放射能による行事への影響の有無について尋ねた結果を表 1-2、表 1-3、表 1-4 に示した。行事そのものの中止はプール活動を中止した園が 12 園、遠足の中止が 25 園、運動会の中止が 6 園と多くはないものの、活動時間の短縮や活動内容の変更を行なった園は多いことがわかる。

表1-1. 保育所における放射の対策の内容

外遊びのあとは手洗いを徹底させる	92%(155園)
外遊びのあとはうがいを徹底させる	83%(140園)
外遊びの際には帽子をかぶらせる	76%(127園)
外遊びの時間を設定する	70%(118園)
外遊びをしない	48%(81園)
砂場での遊びをさせない	42%(70園)
土を触らせない	29%(49園)
外遊びのあとは着替えてから室内に入る	26%(43園)
散歩に行かない	26%(43園)
屋外にある植物に触らせない	20%(34園)
外遊びの時にはマスクをさせる	9%(15園)

(%の母数は放射能対策を行なった168園)

表1-2. プール活動の変更内容

プール遊びを行う時間短縮した	54%(57園)
水を入れ替える回数を増やした	30%(31園)
雨水や放射性物質が入らないようにプールに覆いをした	23%(24園)
年齢にかかわらずプール活動を中止した	11%(12園)
低年齢児はプール活動を中止した	6%(6園)
その他	11%(12園)

(%の母数はプールの内容変更を行なった105園)

表1-3. 遠足の変更内容

遠足の時期を変更した	55%(66園)
晴天時の遠足の行き先を線量の低い場所に変更した	24%(29園)
遠足を中止した	21%(25園)
雨天時の遠足の行き先を線量の低い場所に変更した	10%(12園)
遠足の時間を短縮した	5%(6園)
晴天時の遠足の行き先を室内で楽しめる場所に変更した	4%(5園)
遠足の時間を短縮した	3%(4園)

(%の母数は遠足の内容変更を行なった120園)

表1-4. 運動会の変更内容

運動会を行う時間を短縮した	37%(26園)
子どもが土に直接触れないようにした	33%(23園)
競技や演技の内容を変更した	21%(15園)
屋外で行わず、室内で行なった	17%(12園)
外に置いた(土に触れた)用具を運動会後に念入りに掃除した	11%(8園)
運動会を中止した	9%(6園)
運動会を行う時期を変更した	4%(3園)

(%の母数は運動会の内容変更を行なった70園)

## ⑥ 保護者からの要望

全体の51%の園において保護者から保育所に対して原発事故に関連した要望があったと回答していた。要望のあった111園のうち食品の持ち込み許可の47%が最も多く、次いで線量開示(42%)、外遊びの禁止(33%)、放射性物質が検出されたと報道のあった食材の使用禁止(21%)、福島県産の食材の使用禁止(15%)、茨城県産の食材の使用禁止(11%)、東北産の食材の使用禁止(10%)などの要望がみられた(表1-5)。

表1-5. 保護者からの放射能対策に関する要望内容

持参した食材を飲食させてほしい	47%(52園)
線量の測定をして数値を開示してほしい	42%(47園)
外で遊ばせないようにしてほしい	33%(37園)
特定の(放射性物質が検出された)食品を飲食させないでほしい	21%(23園)
福島県産の食材を給食に使わないでほしい	18%(20園)
園庭の土を入れ替えてほしい	14%(16園)
茨城県産の食材を給食に使わないでほしい	11%(12園)
放射能汚染対策として、手洗いうがいをさせてほしい	10%(11園)
東北地方(福島県を除く)でとれた食材を給食に使わないでほしい	10%(11園)
園内の除草をしてほしい	5%(6園)
外から保育室に入るときに着替えさせてほしい	4%(4園)
掃除を念入りに行なってほしい	4%(4園)

(%の母数は保護者からの要望があった111園)

表1-6. 食事の変更内容

乳児のミルクを作る際には水道水を使わない	55%(82園)
福島県産の食材を使わない	40%(60園)
園でとれた野菜や果物、鶏の卵などを食べない	31%(46園)
給食で使う食材の産地を保護者に伝えるようにした	30%(45園)
給食を作る際には水道水を使わない	15%(23園)
茨城県産の食材を使わない	15%(22園)
東北地方(福島県を除く)でとれた食材を使わない	9%(13園)
保護者が持ち込んだ食材を使って給食を提供した	2%(3園)

(%の母数は食事に関する変更があった149園)

## ⑦ 保育所の食事

保育所における給食・食事については7割の園で原発事故後に変更した点があると回答し、変更のあった149園のうちの55%が乳児用のミルクを調乳する際に水道水を使用しない、40%が福島県産の食材の不使用、31%が園内で栽培したものを見ない、30%が食材产地情報の保護者への提供、15%が茨城県産の食材の不使用および給食に水道水を使用しないなどの対策を行なっていた(表1-6)。

## ⑧ 子どもの変化およびその対応

子どもたちには外遊びをしたがる(38%)、イライラした様子をみせる、外遊びができない理由を尋ねる(各 16%)といった変化が見られた。お昼寝の際に寝られない(10%)、室内での遊びに集中できない、お昼寝の途中で目を覚ましてしまう、「放射能があるから外で遊んじゃいけない」と発言する等外遊びをためらう(各 6%)といった反応も見られている。保育者は、このような子どもに対して身体を動かす遊びを増やす(57%)、室内遊びのバリエーションを増やす(49%)といった対応を行なっていた。

## ⑨ 子どもの休園や転出入

全体の41%の園で子どもの休園や転出入があった。休園や転出入があった83園のうち、最も多かったのは、放射能の影響の少ない地域に避難するための退園(40%)であった。避難先は埼玉県、千葉県などの近隣地域から、九州、沖縄といった遠方の地域まで多様であり、さらに遠くに転出した者のなかには中国、タイ、アメリカなど海外にまで及んでいた。次いで一定期間休園した(36%)、被災地から転入してきた(27%)、家庭で過ごすために退園した(12%)が続いた。

### (4) 考察

原発事故による放射能汚染の危惧により、保育所の保育が大きく変化していることが明らかになった。また、茨城県では県内で収穫された食べ物だけでなく、水道水から規定値以上の放射性物質が検出されたことが報道された地域があった。食べ物や飲み物は子どもの体内に直接入るものであり、子どもには安全なものを食べさせたいという気持ちが生じるのは当然である。そのため保護者からは、体内に入る食

べ物に関する要望が多くなっていたと考えられる。

また、外遊びや散歩など日々行われている活動を中止したり、時間を短縮している保育所が見られた。加えて植物の栽培や収穫といった食育や自然の体験につながる活動の中止も見られた。

現在多くの保育所では食育や自然を体験することを目的として、植物の栽培や収穫、自然物を利用した制作などの活動が行われている。自然と触ることは子どもの感性を育み、感情を豊かにする、表現力を高めるといった効果があるとされている(石倉, 2008)。

被災地では運動量の低下が懸念され、体育館内で遊ぶ機会を設けるといった対策が行われているが、外遊びや散歩の中止や時間の短縮は運動量低下だけでなく、自然と触れ合う機会の減少にもつながることにも着目し、自然に触れる機会を意識的に設けるなど、放射能対策により減少した自然と触れ合う機会を補完する対応を行う必要があると考えられる。

保護者からは食品の使用禁止や遊びの制限などの保育所における生活全般にわたるさまざまな要望があり、不安な様子がうかがえた。子どもには外遊びの制限による変化がみられ、なかには保護者の不安が子どもに影響していると考えられるケースがみられた。

また、保育所を休園したり避難のために転園する子どもが少なくないことが確かめられた。このような環境の変化や生活への制限は子どもと保護者両方にとてストレスになっていると考えられる。保育者は子どもに対して遊びの内容を工夫したり遊べない理由を説明するといった対応をしていたが、子どもへの対応のみでなく、子どもと保護者双方へ対応していく必要がある。

## 【研究2 震災に関連した乳幼児の保育所、幼稚園における転出入の状況に関する調査】

調査1より、震災や原発事故を原因として母親と子どもだけ、または父親と子どもだけ、といった形で一時的に被災地とは別の場所に疎開するケース(以下、親子疎開とする)が複

数あることが確かめられた。全国に転出した乳幼児および保護者の状況を把握しその支援のあり方を検討するため、保育者に対するヒアリング調査(研究 2-1)と質問紙調査(研究 2-2)を実施した。

### 【研究 2-1 乳幼児の転出入に関する調査 －保育者に対するヒアリング調査－】

#### (1) 目的

親子疎開の問題には、親子の被災体験だけではなく、複雑な要因が絡んでおり、疎開している親子が抱える問題を整理する必要がある。疎開している親子が抱える問題とは何か、どのような疎開が乳幼児期の子どもとその保護者にどのような影響をもたらしているのかを整理することを目的とする。

#### (2) 調査手続き

被災地の周辺地域、九州や沖縄等の被災地から離れた地域において疎開をしている親子に関し、相談員 5 名が 20 園の保育者からの相談に応じ、その際に親子がおかれていた状況等について聞き取りを行なった。それらの事例とともに、問題が生じているケースにおいてどのようなことが要因となっているのかを分類した。

#### (3) 結果

疎開のきっかけや疎開後の状況、疎開期間の長さ、支援の有無などにより、子どもやその保護者の心身への影響や負担度が異なってくる。疎開のきっかけについては主に、被災前の地域での生活が困難になったこと、被災地域に残ることはできるが職がないなどの理由により居住の継続が困難になったこと、居住の継続は可能であるが保護者が不安になったことに分けられた。また、疎開先の選定については、親族等がいた、NPO 等からの斡旋を受けた、何の縁も斡旋もないが(地震や原発事故等の)不安の少ない地域を選んだという 3 つのケースに分けられた。

疎開している親子に生じている問題を分析すると、まず我々が相談を受けるケースの多くは NPO 等による支援を受けていない、地域において知り合いがおらず、孤立しているなどの状況にあった。また、疎開している家庭が抱える問題を状態別にみると、①被災状況が大きいた

めに保護者が混乱し、それが子どもに影響しているケース、②被災状況はそれほどでもないが、原発事故等により保護者の不安が高まり、それが子どもに影響しているケース、③子どもが自らの被災体験により心理的に不安定になっているケース、④その他に分けられた。

#### ① 被災状況が大きいために保護者が混乱し、それが子どもに影響しているケース

このなかでも、保護者の被災体験が影響しているケースと、被災後の生活の見通しの有無が影響しているケースがあった。たとえば、被災後に元の居住地域に戻れる見通しがたたない場合や、経済的に不安定な状況にある場合、転職により保護者の就業時間等が変化した場合などには、保護者の不安や心理的負担が大きいために、子どもに目を向けられない状態になり、そのことが子どもに影響を及ぼしていた。

#### ② 被災状況はそれほどでもないが、原発事故等により保護者の不安が高まり、それが子どもに影響しているケース

原発事故による放射能漏れを心配し、事故発生地からより離れた場所へ転居を繰り返したケース、放射能を気にして子どもに毎日手作りの弁当を持たせたケース、手当り次第に放射能の測定を行なったケース、特定の食品を食べない、外に出られないなどの様子が子どもにみられたケースなどが確認された。

#### ③ 子どもが自らの被災体験により心理的に不安定になっているケース

子ども自身が震災の大きな揺れや津波の被害を目についたり、身近な人が亡くなったりしたために、不安定になっているケースがあった。

#### ④ その他

疎開している親子の原因が震災に関係しないところにある(例;子どもの障害等)にもかかわらず、保育者が被災の影響ととらえていたケースがあった。

#### ①～④のいずれにおいても、子どもにみられる状態としては、すぐ泣く、睡眠障害が生じているなどが多く、睡眠障害については、午睡時に寝ないこと以外に、午睡の後になかなか起きないことが含まれた。

## 【研究 2-2 乳幼児の転出入に関する調査 －保育者に対する質問紙調査－】

### (1) 目的

震災を理由として園に転入してきた子どもやその保護者にどのような影響が生じているのかを明らかにすることを目的とする。

### (2) 方法

#### ① 調査対象者

東京、静岡、名古屋、福岡、沖縄において開催された保育者を対象にした研修会に参加した保育者 308 名であった。このうち担当しているクラスに転入児がいると答えた 30 名の回答を分析対象とした。

#### ② 調査手続き

保育者を対象にした研修会において無記名自記式の質問紙調査を実施した。調査期間は 2012 年 7 月から 8 月であった。

#### ③ 調査内容

保育者の属性(3 項目)、転入児の様子に関する項目(16 項目)、転入児の保護者に関する項目(1 項目)であった。

### (3) 結果

#### ① 転入の理由

転入の理由として最も多かったのは「放射能汚染の被害や危惧」(回答のあった 30 名のうちの 63%)、次いで「地震・津波の被害や危惧」(47%)、「保護者の転職などその他の理由」(10%) であった。また、転入児の家族形態は家族全員で引っ越ししてきたケースが 64%、母と子どものみのケースが 33%、父と子どものみのケースが 3% であった。

#### ② 転入児の反応

保育者からみた転入児の反応について尋ねたところ、保護者と離れることを嫌がる(回答のあった 30 名のうちの 27%)、登園したがらない(20%)、ひとりでいることができない、地震や津波という言葉に過度に反応する、余震を怖がる(各 13%)、お昼寝のときに一人で寝られない、お昼寝の途中で目が覚めてしまう、食べ物への放射能の影響を気にする、避難訓練を怖がる(各 7%) の順に多かった。このうち、調査時点においても続いている反応として保護者と離れることを嫌がる、ひとりでいることができない、余震を怖がる、避難訓練を怖がる(各 2 名)、地震や津波という言葉に過度に反応する」

食べ物への放射能の影響を気にする、活動に集中できない(各 1 名)があつた。

#### ③ 保護者の反応

転入児の保護者に見られる様子を尋ねたところ、「保育者に生活に関する不安を伝える」(回答のあった 30 名のうちの 23%)、「食事に関する要望がある」(17%)、「園内の放射線量を気にする」「子どもの園での様子を必要以上に気にする」(各 13%)、「子どもの言動を何でも震災に結びつけて考える」「ふさぎこんでいる様子である」「放射能対策を園に求める」(各 3%) といった様子が挙げられた。

#### (4) 研究 2-1、研究 2-2 のまとめ

研究 2-1、研究 2-2 から、震災から 1 年以上が経過した調査時点においても転入先の保育所で不安な様子を見せる子どもがいることが明らかになった。

また、子どもだけでなく、保護者にも不安定な様子がみられていることがわかる。今回の震災では放射能汚染を理由とした転入が多く、さらに家族が別離した状態で転居しているケースが約 4 割あった。原発事故収束の見通しが立たず、家族が別離した状態という通常の転居とは異なるケースであるために保護者の不安は増大していると考えられる。

また、本調査では、研究 2-1 における「被災状況はそれほどでもないが、原発事故等により保護者の不安が高まり、それが子どもに影響しているケース」のように、地震による被害よりも放射能汚染の危惧を理由として、転入してきた者が多かったが、保護者は転入先でもなお食事や遊びに関する要望をしていた。ここからも、保護者の不安定な様子がうかがえる。

放射能の影響を過度に保護者が気にすることにより、子どもに食べ物への放射能の影響を気にする、外遊びをためらうといった反応が見られていた。保育者には不安の訴えを受容する、園で行なっている放射能対策について説明する、園での子どもの様子を伝え、保護者の不安を軽減するといった対応が求められる。

### 【研究3 被災地において震災後1年4か月間に生じた幼児の心理行動的問題】

研究1、2より震災や転出、転入により子どもにさまざまな反応がみられたことが確かめられた。保育者はこれらの子どもに対応する必要があり、対応方法の検討が必要である。そこで、震災により生活の大きな変化を経験した被災地において生じた子どもの問題について明らかにするため、研究3を実施した。

#### (1) 目的

被災地において、震災後1年4か月の間に幼児に生じた心理行動的な問題の状況を明らかにし、どのような特性・背景のある子どもに問題が顕在化する傾向があったか、また保育者はそれにどのように対応してきたかについて確認することを目的とした。

#### (2) 方法

##### ①調査対象者

岩手県および宮城県で開催された保育者対象の研修会に参加した保育者のうち、被災地指定市町村（厚生労働省指定）に園が所在する保育所保育士・幼稚園教諭106名を対象にした。県別内訳は岩手48名、宮城48名、青森6名、福島4名であった。

##### ②調査手続き

2012年7～8月に岩手県、宮城県で開催された2回の保育者研修会において無記名式自記式の質問紙を配布し留置法によって回収した。

##### ③調査項目

回答者の属性（3項目）、子どもの状態（2項目）、保育者の支援（1項目）であった。

#### (3) 結果

##### ①継続している子どもの問題

震災後1年4か月の時点においてみられた心理行動的問題を尋ねたところ（表3-1）、地震や津波の話ばかりをする（25%）、地震・津波という言葉に過度に反応する（22%）、余震のときに震える（15%）などが挙げられた。子どもが地震や津波の話をするきっかけとして、余震、それに伴う保育者の注意、テレビなどの被災映像の視聴、防災訓練などがあった。問題がおさまっていた子どもが、それらのきっかけで地震・津波の話をし続けることがあった。

地震・津波という言葉に過度に反応する子どもでは問題の大きいケースが目立った。保育者の話の中に「津波」という言葉が出てきた途端に、両耳をふさぎ泣き叫ぶ子どももいた。その園では防災教育・避難訓練ができないという記述があった。

今回の調査では、保育所の昼寝時の問題が8名から挙げられた。この表の8%という数字は昼寝のない幼稚園の教諭のデータを含んだ母数のため、保育所保育士75名を母数にして再計算すると11%となった。

水を怖がったケースでは、水道で並んで待っている際に水が流れる音を聞くと耳をふさぎ「やめて」と言う、というものがあった。その他には、震災で父親が不明になり「お父さんが津波で流された」と何度も話す男児がいた。

表3-1. 子どもが示した心理行動的問題

地震や津波の話ばかりをする	25%(26名)
地震・津波という言葉に過度に反応する	22%(23名)
余震の際にふるえる	15%(16名)
昼寝の時に、寝つきが悪くなる、途中で起きてしまう	8%(8名)
保育者のそばを離れなくなる	6%(6名)
保護者から離れなくなる	5%(5名)
地震があったら死ぬの？と何度も尋ねる	3%(3名)
水を怖がる	2%(2名)
赤ちゃん返りをする	2%(2名)
その他	13%(14名)

（%の母数は回答の得られた保育者106名）

表3-2. 心理的な問題が長く続いた子どもの特性・背景

地震や津波の被害を受けていた	21%(22名)
震災後、避難所で生活した	19%(20名)
地震や津波の被害を自分の目で見た	17%(18名)
保護者が余震をとても怖がっていた	14%(13名)
震災によって身近な人が亡くなった	12%(13名)
もともと繊細な性格であった	11%(12名)
家庭で地震や津波の恐ろしさを何度も聞かされていた	7%(7名)
もともと自分の感情を表現するのが苦手であった	4%(4名)

（%の母数は回答の得られた保育者106名）

## ②心理的な問題が長く続いた子どもの特性・背景

表3-2から、問題が長く続いた子どもには、直接の被災体験、避難所での生活経験、地震や津波の被害を見た経験、身近な人の死の体験などのトラウマ体験があったことが確認できた。

## ③子どもの問題に対する保育者の支援

保育者が行なった具体的な支援として、「先生が守るから大丈夫」と声をかけた(58%)、余震の際に不安なそぶりを子どもに見せない(55%)、災害時の具体的な対応方法を伝えて「こうすれば大丈夫」と感じさせた(54%)、余震の際に手をつなぐ、抱きしめる(44%)、昼寝の際にそばにいる(26%)、地震や津波に関する話題をしない(14%)などが挙がった。

## (4)考察

震災からかなりの時間がたち、身体に感じる余震の回数が減ってきた時点においてもなお、多くの子どもが心理行動的問題を表出していることが確かめられた。また心理的な問題が長く続いた子どもの特性として問題が長く続いた子どもでは、直接的な被災体験、避難所での生活経験、地震や津波の被害を見た経験、身近な人の死の体験などのトラウマ体験があったことが確認できた。

中村(2003)は阪神大震災を経験した子どもに対する調査から、直接体験した恐怖による心理的な問題は長く続いたことを示しているが、本調査においても同様の結果が得られており、直接震災の揺れや津波を体験し、恐怖を感じた子どもに対しては長期的にケアを継続する必要があるといえる。

## 【まとめ】

### (1) 放射能汚染による保育への影響

活動内容の変更や、行事の中止が生じており、保育内容に大きな影響を及ぼしていることが確かめられた。また、線量測定や除染作業を保育者が実施する、保護者からの要望へ対応するなど、保育者にとっての負担も大きいものであったことがわかる。

被災地では放射能汚染による運動量の低下が注目され、外遊びができない分、体育館など室内の施設を利用して遊ぶ場を設けるといっ

た対策が行なわれており、保育所においても室内遊びや身体を動かす遊びを増やすといった、運動量を補う対策がとられていた。

しかし、活動の制限は運動量の低下だけでなく、子どもが自然に触れたり行事を通じて成長したりといったさまざまな体験をする機会を減少させていている。今後も保育内容に制限が生じる場合には、安全に行事を行なうことのできる場を市町村単位で確保するなど、子どもがさまざまな体験ができるよう配慮する必要がある。

また放射能という目に見えないものによる保育の制限は、子どもにとって理解し難いものであり、わからないまま遊びが制限されるという状態になっていた。保育者に対して外遊びができない理由を尋ねるという行動をとった子どもは多くはなかつたが、自分の思いを言葉で表現できない年齢の子どももいることを考慮すると、子ども達は理由のわからないまま遊びが制限されるというストレスフルな環境下にあったと考えられる。子どもにわかる言葉で活動が制限される理由を行なう必要があり、その具体的方法について検討する必要がある。

また、今回の原発事故では、何度も報道内容の修正が起こった。正確な情報を得られないことに加え、何度も訂正が起こることによって、情報を信頼できなくなり、不安が高くなることが指摘されている(蓑下, 2012; 関谷, 2012)。

保育所においても保育者や市町村の担当者、保護者など、複数の者によって放射線量の測定が実施されていた。なかには、園内のすべての箇所を測定させてほしいという保護者からの申し出を受けた保育所もあった。しかし、測定場所や測定時の状況、また測定に用いる器具によつても測定値が異なる可能性がある。違いが生じることにより、不安が増大することを防ぐためには、測定者を決めてむやみに測定を行わないといった対応が必要だったのではないだろうか。

### (2) 保育者の子どもへの関わり

震災発生後1年以上が経過した調査時点においても、心理的な問題が見られる子どもが存在しており、震災の影響が非常に大きなものであったことがわかる。これらの問題が見られた子どもの特徴として、震災の被害や避難生活を

直接経験していることがあった。また、保護者が余震をこわがるケースにおいても心理的問題がみられていた。

関・井出(1997)による阪神淡路大震災後の子どもの反応に関する調査からは、保護者が不安定になっているケースにおいて、子どもの心理的な問題が見られたり、長期化していたことが報告されている。本研究においても、同様に、保護者の不安が子どもに影響していると思われるケースがみられており、保護者への支援が不可欠であるといえよう。

また、心理的な問題がみられるきっかけとして、防災訓練が挙げられたことにも着目すべきである。東日本大震災以降、防災訓練への関心が高まり、保育所においても防災訓練の見直しが行なわれている(日本保育学会, 2013)。豊沢・唐沢・福和(2010)による調査では、小学校高学年児を対象とした防災訓練においては、災害の恐ろしさを伝えることにより、適切な対応をとれば災害のリスクを回避できるという意識が高まったという結果が示されている。しかし、小学生に比べて認知力が未熟な幼児においては、災害の恐ろしさを伝えることによって、被災した場面が想起され心理的な問題が生じたり、恐怖感が強く印象に残ってしまう可能性があり、幼児に対する防災教育のあり方について検討していく必要がある。

心理的な問題がみられた子どもに対して約半数の保育者は子どもに安心できるよう声をかけたり、「こうすれば大丈夫」と地震への対処方法を伝えていた。水野・徳田(2012)、徳田・水野(2012)は震災後、保護者の多くが子どもに対して地震や津波の恐ろしさについて子どもに話をしており、具体的には「人が死んだり、家が壊されてしまう」「近いうちに地震が起くるかもしれない」「死ぬと～ができなくなる」などの発言をしているケースがあったことを明らかにしている。保護者や周囲の大人の伝え方によっては子どもが地震と死を結び付けて考えるようになり、不安を高めることにつながりかねない。本調査でみられた保育者の対応のように、子どもに対してどのようにすれば地震の被害から身を守ることができるのかを教えていくことが望ましい。

また、子どもへのケアとして、子どもが安心できるように声かけを実施していた保育者が多かったが、身体的な接触を増やしたという保育者は約4割と半数以下にとどまった。声かけにより安心できるような雰囲気をつくることは有効ではあるが、特に言語発達が未熟な低年齢の子どもにとっては、身体的な接触を増やし、安心感を得られるかかわりを行なうことが望ましいと考えられる。

### (3) 保育者の保護者への関わり

研究2より、放射能汚染に起因する転居が複数確認された。放射能汚染を原因とした転居の目的は放射能汚染の不安をなくすことであるはずである。しかし、保護者は転入先においてもなお保育所に対して食事に関する要望をしたり、放射線量を気にするといった様子を見せていましたが明らかになった。ここから、疎開によって放射能汚染の不安がなくなるわけではないことがわかる。

震災により疎開した者は、故郷(被災地)を捨てたことへの罪悪感を持っており、被災地に残る被災者に対する後ろめたさを感じて被災地からの情報を閉ざしてしまい、その結果孤独感と不安を持つとされている(田中, 2011)。加えて、今回のように放射能汚染を理由とした疎開は直接地震や津波の被害ではなく、被災地で暮らすことが可能であるにも関わらず、転居したケースである。そのため放射能汚染を理由として転居した者は直接の被害を受けて転居した者に比べてより一層罪悪感が強いと考えられ、被災地の友人や家族に助けを求めることが難しく、孤立してしまいやすいと考えられる。

阪神大震災において避難者の地域コミュニティを無視して避難をすすめた(田並, 2010)ことへの反省から、各地域において、被災による避難者同士をつなぐ活動がおこなわれている(高橋・渡邊・田口, 2011)。

保育者は保護者の不安を受容する関わりを行うといった転入家庭への直接的な支援に加えて、上記のような被災者支援の情報を積極的に収集し、保護者に提供するといった支援を行うことも可能であると考えられる。

## 【文献】

- 石倉卓子(2008)保育内容の指導法に関する一考察, 富山短期大学紀要, 43(2), 1–10.
- 金谷京子(2011)原発事故避難の子どもたちを支援して, 発達, 32(128), 61–65.
- 金谷京子(2012)東日本大震災後の保育の場における子どもの変化—関東地区の保育者への実態調査からー, 聖学院大学論叢, 25(1), 159–173.
- 北村秀明・橘輝・新藤雅延・染矢俊幸(2012)災害報道の心理的影響—東日本大震災の津波映像を見て突然想起された被災体験例からー, 臨床精神医学, 41(9), 1241–1246.
- 小林朋子・菅野文彦・江口昌克(2013)東日本大震災により県外避難してきた子どもおよび家族へのサポート活動について—活動に参加した保護者の評価からー, 静岡大学教育学部研究報告 人文・社会・自然科学院篇, 63, 99–108.
- 小西聖子(2011)見通しを持てずにさまよう被災者的心, 臨床精神医学, 40(11), 1431–1437.
- 簞下成子(2012)被曝災害時のケア, 心身医学, 52(5), 381–387.
- 水野智美・徳田克己(2012)幼児における大震災の影響に関する研究 4—保護者は子どもに何を伝えたかー, 日本保育学会第65回大会発表要旨集, 811.
- 中村肇(2003)21世紀は子どもの世紀—社会で守る親と子どもたち一大規模災害から子どもを守るー, 小児保健研究, 62(2), 131–136.
- 日本保育学会(2013)『震災を生きる子どもと保育 日本保育学会災害時における保育問題検討委員会報告書』, 一般社団法人日本保育学会.
- 関渉・井出浩(1997)阪神淡路大震災が乳幼児に及ぼした心理的影響について—保育園児98人の聴き取り調査からー, 神戸大学医学部紀要, 57(3・4), 241–250.
- 関谷直也(2012)東日本大震災後の不安と情報行動, 情報の科学と技術, 62(9), 372–377.
- 高橋若菜・渡邊麻衣・田口卓臣(2011)新潟県における福島からの原発事故避難者の現状の分析と問題提起, 宇都宮大学国際学部多文化公共圏センター年報, 4, 54–69.
- 田中優(2011)非被災地における被災者支援の社会心理学的問題, 人間関係学研究 大妻女子大学人間関係学部紀要, 13, 79–88.
- 田並尚恵(2010)阪神・淡路大震災の県外被災者の今—震災から15年, 災害復興研究, 2, 143–159.
- 徳田克己・水野智美(2012)幼児における大震災の影響に関する研究 3—保護者からみた子どもの心理的問題についてー, 日本保育学会第65回大会発表要旨集, 810.
- 豊沢純子・唐沢かおり・福和伸夫(2010)小学生に対する防災教育が保護者の防災行動に及ぼす影響—子どもの感情や認知の変化に注目してー, 教育心理学研究, 58, 480–490.
- 全国保育協議会(2013)『東日本大震災被災保育所の対応に学ぶー子どもたちを災害から守るためにの対応事例集ー』, 全国保育協議会.